

---

平成26年第9回大和町議会臨時会会議録

---

平成26年11月6日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

出席議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
2番	浅野俊彦君	12番	堀籠英雄君
3番	千坂裕春君	13番	高平聡雄君
4番	渡辺良雄君	14番	馬場久雄君
5番	松浦隆夫君	15番	中川久男君
6番	門間浩宇君	16番	大崎勝治君
7番	槻田雅之君	17番	堀籠日出子君
8番	藤巻博史君	18番	大須賀啓君
10番	伊藤勝君		

---

欠席議員（1名）

9番 松川利充君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
主 幹	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時00分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成26年第9回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君を指名します。

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大変ご苦労さまでございます。

第9回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第9回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、指定廃棄物最終処分場の件についてでございますが、この件につきまして

は、さきにご報告も申し上げておりますが、10月7日に環境省から、職員らが候補地の現地踏査に翌日の8日から入る旨の連絡がございました。

大変急ではございましたが、議員の皆様並びに吉田地区の全ての行政区長、他の行政区長の方には代表の皆様方にそれぞれお集まりをいただきまして、環境省からの連絡内容についてご報告を申し上げたところでございます。

現地踏査は、防衛省の許可がおりていないため候補地の場所には立ち入れず、入り口付近の地質や傾斜を確認する調査にとどまりました。

また、23日に環境省から再度連絡がございまして、24日に県内3候補地のボーリング調査に着手するとのことでありましたので、夜間ではありましたが議員の皆様方には電話で連絡をさせていただきました。しかしながら、調査は加美の調査立ち入り反対により見送られまして、現在、同様の状況にございます。

町といたしましては、今後も国の動向を注視しますとともに情報収集に努め、広く住民の皆様には情報発信をしておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、日本列島を縦し全国各地に被害をもたらしました大型の台風19号は、13日夜遅く宮城県内に暴風雨をもたらし、14日未明から明け方にかけて通過いたしました。この台風に対し、一部の自治体では避難勧告や避難準備情報を出しまして警戒を強化するなどの対策を講じたところでございますが、台風が通過した後も冠水や土砂の流出により全国各地で道路の寸断など被害が相次ぎました。

本町では、13日午後6時に関係課職員による情報収集体制をしきまして、14日午前5時40分に災害警戒本部を設置して警戒に当たったところでございます。総降雨量は嘉太神で138ミリになりましたが、農地及び農地施設の一部に被害がありまして本日の補正をお願いしている部分はあるところでございますが、大きな被害もなかったところでございます。

また、宮城県教育委員会によりますと、仙台市以外の県内小中学校307校で14日を臨時休校とし、25校で始業時間を繰り下げる措置をとったところでございますが、本町の小中学校におきましては始業時間を2時間繰り下げる対応を講じたところでございます。

近年、こうした大型の台風のみならず、これまで経験したことのない集中豪雨や土砂災害、さらには御嶽山の噴火災害など全国各地で頻発しておりますが、こうした自然災害への迅速で的確な対応を図るため、毎年地域別に開催しております大和町地域防災訓練を10月19日に、吉田小学校を会場として実施いたしましたところでございます。

この訓練には、陸上自衛隊大和駐屯地、黒川消防本部などの公的関係機関を初め、地元吉田地区の各種団体や町の消防団、地域住民と議員皆様を初めとする参観者を合わせ、総勢約300人の参加により実施されました。

訓練は、地震災害を想定して行われたものでございますが、当日は県の防災ヘリコプターや吉田小学校の児童も参加して行われまして、全ての訓練が無事終了したところでございます。

この訓練に参加協力いただきました多くの皆様方に感謝申し上げますとともに、今回の訓練を踏まえまして、今後の地域防災活動に生かしてまいりたいと、このように考えております。

それでは、本日提出しております議案につきましては、その概要をご説明申し上げたいと思います。

議案第63号は、一般会計補正予算でございますが、補正予算額1,034万9,000円を追加いたしまして、一般会計の総額を98億4,389万4,000円とするものでございます。

歳出の概要でございますが、民生費は、消費税の引き上げに伴いまして所得の低い方々への影響を鑑み臨時的に交付されます臨時福祉給付金の追加分を措置するもの。

また、災害復旧費では、台風19号により被害のあった農地及び農業施設の災害復旧に要する経費を措置するものでございます。

以上が歳出の概要でございますが、財源といたしましては国庫支出金500万円、繰越金534万9,000円をもって措置いたすものでございます。

本日の案件は、一般関係補正予算の1件でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

---

---

### 日程第3「議案第63号 平成26年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第63号 平成26年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

それでは、議案書のほう、1ページをお願いいたします。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）ということで別冊の資料

もごさいますので、そちらもあわせましてご準備をお願いいたします。

それでは、議案第63号 平成26年度大和町一般会計補正予算（第5号）でござい  
ます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,034万9,000円を  
追加いたしまして、予算額を98億4,389万4,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、大和町歳入歳出補正予算事項別明細書、5号の別冊の資料のほうをお願  
いいたします。

別冊の資料3ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございまして。

15款2項2目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業の給付交付金に要しま  
す補助金といたしまして500万円を見込むものでございます。

20款1項1目繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金のうち534万9,000円  
を今回歳出見合いで見込んだものでございます。

歳入につきましては以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、次に歳出でございまして。

3款民生費1項7目臨時福祉給付事業費でございまして。19節負担金補助及び交付金  
でございまして、臨時福祉給付金につきましては、10月までに2,557人の該当者の方  
に給付金の振り込み等を行っているところでございまして。11月以降12月24日の申請受  
け付け終了日までの給付金の該当者といたしまして、これまでの申請状況等から給付  
金給付の対象者につきましては406人、うち加算対象者につきましては188人を見込ん  
でいるところでございまして。そのことから、給付金500万円の補正を今回お願いする  
ものでございまして。

以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

続きまして、10款1項1目の農業用施設災害復旧費でございますが、10月13日から14日にかけての台風19号により被災いたしました農業用施設等の災害復旧に係るものでございまして、13節委託料につきましては、落合蒜袋地区の農道に堆積しました稲わらを除去する費用に係るものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床高山地区ほか1カ所の農道が路面洗掘されましたので、それを復旧するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、鶴巣幕柳地区ほか7カ所におきまして農業用水路等の小災害復旧工事に係りまして補助金をお願いしたいものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

今回の臨時給付金について、保健福祉のほうで大変苦勞したと思いますが、電話の対応は何本ぐらい来たか。また、直接役場に来庁した人はどのぐらいだったのか、教えていただければ。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、電話での対応ということでございますが、議員さんも、大和町では6月の24日から申請受け付けを始めさせていただいたところでございます。6月24日、たしか火曜日だったかと思うんですけれども、その週の金曜日まで、電話につきましては朝から晩まで鳴りっ放しの状態ということで、全職員のほうで対応をさせていただいたところでございます。ただ、どのぐらいの件数というものにつきましては、こちらのほうで把握はしてはならないところなので大変申しわけないんですけれども、



電話のその件数等についてはちょっと把握をしておるところではございません。

あと、来庁につきましても同様なんですけれども、その6月24日からその1週間につきましても、本当に満遍なくということで、全職員のほうで電話並びに窓口対応ということで対応させていただいておるところでございます。

基本的には郵送での申請のほうをお願いをしているところございますが、その6月24日の火曜日から金曜日までにつきましても、かなり大変だったということでの印象を持っているところがございますし、それ以降につきましても、平均的に、多いときで10人ぐらい、今現在につきましても二、三人ということで窓口のほうは。電話のほうについてはほとんどないという状況でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

来庁や電話があれば丁寧な対応をお願いいたしたいと思います。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、災害復旧の件でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

農業施設の災害復旧ということで、非常に素早いご対応かと思っておりますけれども、同じような被害で、昨年度の雪害のハウス災害、ことしの6月の定例会ですか、補正で一部組み込んだというふうに思っておりますけれども、被害者への補助金の申請等は終わってらっしゃるのか、今の状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

ビニールハウスのほう、雪害につきましては、4月の20日までに要望量の調査とい

うものがございまして、それを4月20日付で県のほうに提出したわけですが、その後、9月過ぎて10月になってから国のほうから交付決定のほうが参りましたので、ただいま農業者のほうにそれぞれ交付申請を出してくださいというようなことでご通知申し上げている段階でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野君、今のはちょっと今回の提案と違うので。

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

関連します。災害復旧費、これまでもそうなんですけれども、鶴巣ほか7件、7カ所とかって、この辺やはり地区名ぐらいは説明があつてよろしいんでないのかなと思ひますが、いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

それでは、個別にということでございましょうか。そうしましたら、13節の委託料につきましては、蒜袋地区のみでございますので、そのままでございます。

それから、15節工事請負費でございますけれども、高山地区の農道でございます。それと、もう1路線につきましては吉田反町上地区の農道でございます。以上が工事請負費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、1カ所が落合松坂字釜ノ沢地区でございまして、延長が4メートルほど被災を受けた。こちらは畑ののり面に係るものでございます。そして、2カ所目につきましては、同じく落合松坂地内でございますけれども、水路が洗掘されたというふうなものでございまして、延長につきましては14メートルほどになっております。それから、もう1点、吉田字松原前地区でございまして、3カ所目につきましては水路の、U型水路になってるわけですが、その脇がといたしますか、腹面が洗掘されたというものでございまして、延長につきましては60メートルほどございます。4カ所目につきましては、落合報恩寺地区でございまして、水路と隣接している山が崩落しまして水路にかぶさってきたという

ふうな土砂を撤去するものでございまして、延長につきましては10メートルほどございます。次に、6カ所目でございますが、落合松坂地区でございまして、こちらにつきましても水路に隣接している山の土砂が崩落して水路を塞いだためにその土砂を撤去するものでございます。8点目でございます。鶴巢幕柳地区でございますけれども、水路が洗掘されたというふうなものでございます。水路の土手です、いわゆる。それが延長が3メートルほどになっております。次に、9カ所目でございますが、落合松坂地内で、全く個人の農道になっておりましたけれども、その農道ののり面が崩落しましたので、その土砂の撤去等に係るものでございまして、延長につきましては3メートルというふうな状況になっております。最後、10カ所目でございますが、鶴巢幕柳地区でございまして、こちらも水路の土砂の、土手の部分が崩れたというふうなことで、これも延長が6メートルほど被災しているというふうな状況で、いずれも小災害というふうなものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

中川久男君。

15番（中川久男君）

この負担金及び補助そのもの、工事請負費、やはりこういう災害で出たものですから、ぜひこの説明資料に、小さくてもいいですから、この箇所、この箇所で、配付してもよろしいんじゃないのかなど。ここに来て我々がメモするよりも、備考欄の説明資料の中にあってもよろしいですし、別紙つけていただければ、皆さん、こういう特別な災害ですから、やはりそういう大きな影響がこことこことあったんだなということもあると思いますから、今後検討してください。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「委発第3号 指定廃棄物最終処分場候補地下原地区に係る詳細調査の実施要件に関する要望書」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、委発第3号 指定廃棄物最終処分場候補地下原地区に係る詳細調査の実施要件に関する要望書を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

それでは、ご説明を申し上げたいと思います。

指定廃棄物最終処分場候補地下原地区に係る詳細調査の実施要件に関する要望書についてでございます。

1ページ目から説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由でございますが、本町の地域特性から指定廃棄物最終処分場建設地として下原地区は極めて不適切であると主張しており、綿密な現地調査を実施することを要望する内容となっております。

ページをめくっていただきまして、要望書の案をご説明、朗読したいと思います。

読む前に、字句の訂正をお願いしたいんですが、7行目、上から7段目の「地域特性に関して申し上げますが」になってますが、ここを区切っていただきまして「申し上げます。」としていただきます。あと、その下の約600メートル云々の「誤射や兆弾」などの「兆」が、これ、あしへんを書いて「跳ねる」というふうに訂正をしていただきたいと思います。

以上、朗読をいたします。

環境省は、平成26年1月20日に、本県における「指定廃棄物最終処分場」の調査候補地として他の2市町とともに本町の下原地区の国有地を正式に提示しました。

これにより大和町議会では、最終処分場建設に断固反対する立場から、直ちに建設に関する調査特別委員会を設置して綿密な調査を行いました。その調査結果は既にご報告済みであります。改めて地域特性に関して申し上げます。下原地区は陸上自衛隊王城寺原演習場の着弾地から約600mという近距離にあり誤射や跳弾などの非常に危険な場所であること。

また、下原地区から荒川までの距離は約100mと至近距離にあり、その水源は色麻町全町民7,300人の飲料水や演習場で訓練に励む自衛隊や米軍（年間約23万人）の飲料水としても利用され、更には広大な面積を有する農業用水としてもかけがえのない水源となっていること。さらに申し上げれば、環境省の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果の中の水源との近接状況で、候補地から水源までの距離を500m超という基準は疑問であり、500mという数字が正しければ、取水施設や水利点からではなく、水源（川や湖水など）から500m超とすることが妥当であると考えられるのであります。

また、下原地区は、沖縄駐留米軍の実弾射撃訓練移転に伴い、砲撃による騒音・振動等の危険を避けるために、先祖代々住んでいた住民が移転を余儀なくされ、緩衝地帯として国が買い上げたものであります。

そして、貴重な植物「オオバヤナギ」の群落が存在しております。

また、大和町の歴史が埋蔵された下原遺跡の「文化財」があります。

さらに、本町では、東日本大震災による被害の復旧・復興に貢献するため、福島第一原発の事故により発生した、セシウム濃度8,000 Bq/kg以下の放射性廃棄物を含む県内の「瓦れき」の焼却灰と不燃物約12万トン、これは県内処理量の約6割に相当いたしますが、12万トンを本町に所在する宮城県環境事業公社小鶴沢処理場に受け入れ、さらに、8,000 Bq/kg以下の産業廃棄物6万5千トンを、住民の理解により受け入れて協力してきた経緯があります。

最近、下原地区の荒川左岸の下原岳中腹で「地すべり」を起こしている兆候、この兆候の写真は別添で添付をしておりますが、この兆候が見られます。昔からこの付近一帯は、山の崩落や地すべりが頻繁に起きるところで知られております。同地区は、荒川小支川（通称水沢）に挟まれた言わば三角州であり、やわらかい土砂が堆積してできた土地と推測されます。下原岳は急峻な斜面があり、大地震や大雨により、山の土砂が大量に崩落した場合、荒川がせきとめ湖のような状態になり、右岸の下原地区のやわらかい土砂が流失する危険性があります。

環境省では、平成26年10月8日に指定廃棄物最終処分場候補地の下原地区の現地踏

査に着手しましたが、以上のような観点から、指定廃棄物最終処分場建設地として下原地区は極めて不適切であると主張し、以下の本町の地域特性について、綿密な現地調査を実施することを要望するものであります。

①陸上自衛隊王城寺原演習場の着弾地など、調査候補地の危険性についての現地調査

②貴重な植物「オオバヤナギ」の現地調査

③下原遺跡の「埋蔵文化財」の現地調査

④宮城県環境事業公社小鶴沢処理場への放射性廃棄物の受け入れに協力した実績の現地踏査

⑤調査候補地の荒川左岸の下原岳「地すべり」の現地調査

以上、要望し、これらについての回答をお願いいたします。

また、指定廃棄物の処理に関しては、本来、原発事故の原因者たる東京電力と国の責めに帰する問題であり、県外集約への見直しが可能となるような方針の見直しの検討も必要と思われまます。

なお、最終処分場建設につきましては、あくまでも断固反対であることを申し添えます。

宮城県大和町議会議長 大須賀 啓名で要望書を提出したいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

なお、さっき言いました図面、こっちのカラーのやつで写真撮ってありますので、ごらんになっていただきたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

この中で県外集約への見直しが可能となるようにという文面が入ってるんですけども、私は、これは要らないんでないかなと思うんですけども。東電と国の責任の問題で処理してくださいというような話の流れでないかなと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場議員。

1 4 番 (馬場久雄君)

今ご指摘の県外集約への見直しが可能となるような方針の見直しということでございますが、この間の調査特別委員会、10月27日に行いましたけれども、その中でご意見が出されまして、二、三の委員さんの中からこういった要望がありましたので、一応この要望書に盛り込んでみたということが1つ。

それから、この間お聞きのように、県の町村会でこの文言、県外集約といいますか、県外への集積ということを県の町村会の席上で新たに盛り込んで要望するという町長からの説明もあったということ踏まえまして、この文言を入れさせていただいたというふうなことであります。

特定の県、特定の場所を名指して入れるというのはなかなか難しい点がございまして、ただ東電に関しては責任がある団体でありますので、一応こういった形で比較的やわらかく入れさせていただいたということなんですが、今質疑ありますように、何かまずいというふうになればまた訂正をさせて、検討をさせていただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

この県外というのは、自分のところに来なければどこだっていいという考え方ではちょっと好ましくないんで、やはり東電と国が対処する考えが必要じゃないかなと私は思います。

議 長 (大須賀 啓君)

馬場議員。

1 4 番 (馬場久雄君)

伊藤委員、今おっしゃるように、県外というのは、例えば特定の隣の県とかそういったことでなくて、宮城県は今3つが候補地になっておりますけれども、ご存じのように5つの、茨城とか群馬含めまして5つの県があるということで、そっちの動きも模索はやはりしなきゃないと。まだ見えてこない状況であります。ですから、この表現を一応県外ということで、もしかしてその5つの中で集約がされるという可能性も

なきにしもあらずなんですが、その辺、我々ここで特定するということは今の段階ではできないということです。

それで、この間、調査特別委員会の中でそういった県外集積も視野に入れたらということが発言として出たものですから、一応案として入れさせていただいたということです。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

じゃあ、ほかの栃木、茨城、埼玉、群馬だっけかな、そっち側のメンバーは、うちらほう、県外でなければ宮城に持ってくればいいのかというような言い分と同じ意味合いになると思うんですけども。

1 4 番 （馬場久雄君）

そうじゃなくて、宮城県でも先んじて3カ所候補地になったということで今進んでるんです。ほかの県はまだ白紙の状態というか、まだどういう形でやるかというのはわからないんですけども、国の方針として5つの県でその処分場を設けるというふうな動きがあるものですから、そういうことも視野に入れてほしいという上部団体、国のほうに要望しようというふうなことです。（「皆さんで」の声あり）

1 4 番 （馬場久雄君）

議論していただければ。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

前者と関連します。先般、全員協議会の中でそういう意見も出ました。今、委員長からの説明で、町村会でもこのような言葉を、県外集約への見直しというようなことが入ってるのであれば、我々のほうはやはり東京電力と国のもとで動くべきというふうに私は思いますが、委員長さ言ったってわかんないんだよね。議長、どのように諮



ったらいいんでしょう。

私は、とにかく町村首長会議でそのような意見が出てるんで、要望書が出しているんであれば、町の我々の議会として出すんであれば、下からの県外集約への見直しとかいう言葉でなく、電力と国の話で進めるべきだというふうに解釈をしていただいたほうがソフト面でよろしいと思いますが、いかがなもんですか。

議長（大須賀 啓君）

ただいまの伊藤 勝議員、中川さんから、この要望書の中に「県外集約への見直し」という文言が入ってることに対してのご意見があるわけでありますが、皆さんからいろいろ、特別委員会でも委員長お話しのように、お話が出たということでこの文言を入れたわけでありますので、皆さんからご意見を頂戴して最後まとめたいと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。ございませんか。

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

私は、どこにやれっていう意味ではないんですが、県外というのは記入すべきという立場で物を言うんですけれども、なぜかという、特措法に各県で発生した分は各県でとは言ってますが、これ言うところだって限定されてしまうんですけれども、やはりこの言葉が、県内では発生してないんです、私が思うに。やはり福島から発生したものが風に飛んで、雨によって来たものでありますから。そういったものは、8月末までの特措法の中では改正できなかったものが、8月末過ぎて、それで改正できる可能性があるという中で、そういった県外というものを言いたいというのは、私の強い主張で、あくまでも我々は東北電力使ってるけれども、東京電力は使っていないというようなことを考えれば、宮城県で受ける必要が全くない。ましてや、ほかの茨城、栃木、群馬、その辺というのは東京電力使ってるから、そういったものを集約して考えれば、おのずとその5県の知事が話し合っただけやるべきものと思ってますから、そういった意味で県外というのは必要かと思う立場です。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにごございませんか。質疑ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

じゃあ、委員長からお話があるそうです。

1 4 番 (馬場久雄君)

実は、先ほど説明の中で漏れてしまいました。この要望書を可決していただきましたならば、即刻国のほうにこの要望をしたいと思っております。

環境大臣がかわられたということもありますので、このタイミングを逃さずに環境省、またもう一つは4区選出の国会議員に、せっかくの機会ですので理解を賜るように提出をしたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これより討論に入ります。討論ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決するわけでありますが、この採決は、ご意見もありましたように、県外集約への文言が入っているわけでありますが、この要望書どおりでよろしいかどうかで採決したいと思いますので、反対の方は反対の意思表示をしていただき……。

今2つに分かれてるわけでありますから、ですから県外集約への文言を入れるか、入れないかをまず最初に皆さんで決めていただきたいと思いますと思うんです。

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

賛成とか反対とか、この文面じゃなく、この首長会議で県外移設ということを入れてるのであれば、町としては削除してもよろしいんでないですかということが私のお話ですから、誤解しないでください。賛成とか反対でございせんから。字句の内容です。

議 長 (大須賀 啓君)

いやいや、そうでなくて、ですから今2つにというか、要望書提案してるやつと分かれてるわけでしょう。この県外集約を入れたい方がいいんでないかということの意見が出てるわけですから、ですからどちらかに絞らなくてはならないわけですから、

どちらにしますかということです。原案どおりでよろしいのか、県外集約というのを削除するのかです。このことを皆さんで決めていただきたい。

大崎勝治君。

1 6 番 (大崎勝治君)

これは、皆さんで協議しての、せっかくでございますから、さらには町村会でもそういうことをやってるのであれば、なお我々もその声を一つにしていくべきだと、こんなふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

今、大崎さんから、この要望書どおりでいいという解釈のお話であります。よろしいですか。いや、そうなってくるとさっきの採決に行くわけですから、その前に。

13番高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

議案として本議会に提出されてるんで、議案ですから、議案に対して賛否を問うという、単純なそれでよろしいかと思しますので、採決をお願いしたいと思します。

議 長 (大須賀 啓君)

それでは、採決をいたします。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいまの要望書が可決されましたが、その字句その他の整理に要するものについては、議長に委任されたいと思しますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第9回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時44分 閉 会